

茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 竹 内 清

茅ヶ崎市教育委員会規則第 2 号

茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 1 0 年茅ヶ崎市条例第 4 4 号）に基づき設置された茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会（以下「調査会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 調査会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条第 1 項の調査を行い、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 調査会の委員は、重大事態（いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態をいう。次項において同じ。）ごとに、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員は、その諮問に係る重大事態の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(臨時委員)

第 4 条 教育委員会は、特別の事項に関する調査のため必要があると認めるときは、調査会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 調査会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し

、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第8条 調査会の庶務は、教育総務部学校教育指導課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。